

第42回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和7年3月11日（火） 14時00分～15時30分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員 7名（敬称略）

植村興、藤木芳博、三田一三、瀬戸口敬幸、會田道彦、安部壮剛、寺岡由江

(2) 事務局 6名

安川保健局長、豊島保健部長、松田生活衛生課長、林所長、北山係長、谷技術員

4 議事概要

(1) 動物健康管理支援助成金について

(2) 譲渡会開催支援助成金の制度改正について

(3) 令和7年度動物愛護基金活用等事業予算（案）について

(4) ペット防災手帳について

<意見等>

【動物健康管理支援助成金について】

・この健康動物健康管理支援助成金は必要ないと思う。今回の説明を聞いているとちぐはぐな感じがする。もう飼えなくなった人は飼い猫の身の安全のためにも、一刻も早く引き取って欲しいと思うはずである。しかしこの制度は自分で飼えなくなった状態であるにも関わらず、自分で飼いながらいろんなサポートを受けてサポートの人達と一緒に活動をして、猫の譲渡先が決まってからサポートの人に助成金が支給される制度は必要ないと思う。今現在、動物愛護推進委員や愛護団体、個人ボランティアでも困っている人からの相談が多く来るが、その人達が求めていることはそのような事ではなく、引き取る側の人間のキャパシティによって引き取るかどうかを決めるものであり、そして引き取ると決めた場合は自分の活動範囲内であることが当然であり、お金もない、場所も環境も整っていないのに引き取ることはやってはいけないため、そういう意味ではこのように制度を整備したことは良いと思うが、市の助成金を使用してまでする必要はない

と思う。(委員)

・この協議会において前回も言ったが、要望しているのは反対もあったが賛成の意見も多かったと思うが保護猫の医療費問題があり、先ほどの委員意見のようなケースはボランティア団体から見れば件数も少ないと思う。現場の視点からすると、この制度は飼い主や福祉関係者やボランティアが要望している形ではないと思う。飼い主が倒れたとか死亡したりや認知症になったとかの緊急性が高い場合に、1ヶ月以上の里親探しや自宅確認というのは、困っている人達からしたら無理なため団体に頼まれたことがあり、この制度では対応できていないと思う。少ない稀なケースだが、現実の問題として非常にこのやり方は難しいと思う。このような稀なケースを想定するよりも、保護猫の医療費を助成するような形で、反対意見が取り上げられた形で進んでいるのは非常に悲しいが、ある団体としては正しい信念を持って主張していきたいと思っている。この制度だと助成金が賄賂のような感じがする。(委員)

・先ほどの意見とあわせると正直必要ないと思う。保護猫活動の医療費に助成金を使いたいということについて、そもそもお金がないと保護活動が出来ないのであれば、自身の保護活動の範囲を超えているので活動自体を行ったら駄目だと思う。猫の幸せを考えた助成金にしたい場合は、今後はもう少し考えて欲しいと思う。今は TNR 活動が頻繁に行われており、これが一番の肝だと思っており、不幸な猫を増やさないためにも手術は必要である。現場によっては、もうリリースはできないという子を保護しているのが現状であり、保護した場合は絶対に里親に繋げないといけませんが、新しい里親に譲渡するなら意識の高い適正飼育している人でないと譲渡したくないと思う。しかし適正飼育している人が少ないのが現状であり、そのような人達を増やしていくためにも適正飼育の普及や防災などの方にもっと尽力して欲しい。(委員)

・お金がない場合は保護活動をやめなさいという件について、現在愛護基金が大きく増え資金があるなら、TNR 以上に保護猫の支援を行うことが、野良猫の減少につながり猫の色々なトラブルがなくなってくると思う。動物愛護センターは不妊、TNR を最優先との考えだが、だんだんと形が変わり保護譲渡という形に移っている時代でもあることから、そういうところに目向けるべきだと思う。TNR 活動自体を軽視している理由ではないが保護猫の活動において、例えば急に認知症や死亡などになった人達をある団体が助けたことは、全額をボランティアがお金出しているということの現状を見てもらい、ボランティアが頼りにされているからお金を出してはいるが、そのお金を市の助成金で助成して欲しい。お金が無い場合はやめとけということではなく、少ない中でもその人達がお金出して頼りにされているので、助けてあげないといけない。また多頭飼育の時でも 70 万円を自己負担している事例もある。動物愛護センターでも一切そういうのを受け付けないし、だからボランティアが緊急の場合に頼りにされるのでお金を出している

が、そのお金を動物愛護基金の方から、保護猫の緊急の事態で逼迫した時に助けるのを動物愛護基金で助成しても何らその趣旨に反していないのではないか。そういうボランティアは、無いお金を出して活動しているのが現実であり、そのお金を基金から助成すれば良いと団体としても痛切に思っている。(委員)

・本来は保護譲渡と TNR 活動の両輪が良いと思う。ただし保護譲渡に力を入れるにはまだ早い段階だと思う。もし TNR の予算が余っているというのであれば、TNR 活動の捕まりきらなかった残りの 1、2 匹を捕まえるための人員を増やしたり、啓発も含め TNR 活動をもっとしっかりと推進していくことが、現場レベルではまだ足りていないと思っている。猫 50 匹など多くの保護譲渡よりも 1 匹の TNR 活動で蛇口を閉めることがものすごく重要だと考えている。この健康管理支援助成金は何回も発言しているが、まだ早いのではないかとと思う。

飼い猫を対象の限定としているが、意見のあった野良猫を対象とするのはまだまだ先の段階になるのではないかと思ひ、野良猫を対象とするのは時期尚早であると思う。

(委員)

・野良猫の問題で相談があるのが、糞尿被害の問題や不意に見かけた野良猫を拾い結果飼えなくなる問題が多く、これはまだまだ市内に野良猫がたくさんいることが原因ではないかと考えている。対策としては、先ほども委員からの意見でもあった TNR 活動と適正飼養の普及啓発の取組を更に強化していくべきだと考えている。(事務局)

・この資料のフローチャートは非常に整理され、作成するのに大変な苦労をされていると思うが、理解するのに難しく非常にわかりにくく、地域猫に補助が正確に行き渡る単純明快な方法ではないため、困っているところには補助が届かないのではないかとと思う。条件で緊急性や 1 ヶ月期間を空けることなど、この制度は形式ばかりに気を取られて機能しないのではないかとと思う。ボランティア団体も自費で活動していると聞き及んでおり、もっと単純明快に困っているところに補助ができるような仕組みを考えて欲しい。ボランティア団体に対し今回の制度は無理があると思う。(委員)

・財源が基金であるため、無駄や間違い、使途が説明できないことがないように手続きは正確にする必要性は理解できるが、制度活用の敷居が高くなれば市民が離れていくことも懸念されることから、市民が相談を気軽にしやすいような制度にする努力も一つ必要だと思う。このような矛盾した二つの考え方のバランスを取ってどう進めていくか知恵を絞らないといけないと思う。(委員)

・今回の動物健康支援助成金の制度は、動物が飼えなくなると引き取ってもらえるというものであり、安易に動物を飼う人が増えるのではないかと思う。この制度については時期尚早であり、よく検討する必要があるとも思う。それよりも被災した時の避難ケージを多めに配備するといった他の優先すべきことをしたほうが良いのではないかとと思う。

(委員)

・今回の動物健康管理支援助成金は今までから非常に問題がある。まずは飼い主のいる猫を対象とし、今回野良猫を対象としない理由としてまずは TNR 活動で野良猫を減らしていく、蛇口を閉めていくことに注力するのが必要だと考えている。公費として行政が助成する以上は、様々な制約があり非常に複雑な手続きが必要となるが、現場の実情を踏まえた手続き上の簡易にできることへの検討と、申請者にしっかりとルールを守っていただくための制度構築を作り上げてきたという経緯経過も含めて議論いただきたいと考えている。(事務局)

・説明を聞いて、二つのキーワードがあると思う。ボランティア精神を大事にして動きやすくすることが一つのポイントで、もうひとつは処分や管理を簡単に済ませるなどではなく新しい飼い主を見つける努力することで大変な努力を要する。今回の制度については、すごく工夫され新しい考え方も入れてフローチャートも整理されており、効率化が図られていると思う。

(委員)

・これまでの団体譲渡助成金制度で良いと考える。今回は飼い主がいる猫の場合なので、現在はいないというのが正直なところである。ボランティア団体などで細々とやっている人達にとって、助力してくれることは本当にありがたいと思うが、必要なものはやはり適正飼育ができる飼い主を増やすことである。ボランティアは目の前に困っている猫や野良猫を見ると手を差し伸べ、自分で保護することや里親募集をしている、それが難しい場合についてはせめて TNR 活動だけでも活動している人が多い。そんな裾野をより広げるため活動を行政に推進して欲しいと思う。確かに経費はかかるけれども、助成金を支給するから活動をするのではなく、そのような支援に感謝するような気持ちが大事である。医療費は高く病院によって費用は違うし、また飼育意識の違いによっても費用は嵩んでくる中で公平性を担保することやセンター職員の人数が限られている中でも 1 軒 1 軒調査するのも難しいと思う。そうであるならば餌や消耗品などの支給でも有難いと思う。またセンターで掲載している猫募集と同じような形で、市民が保護して里親募集している猫を 1 週間に 1 回でも紹介する形のものがあれば、行政と一緒に頑張っている感じがするので有難いと思うので、助成金という制度ではなくこのような活動取組の方が一体感を感じられるため行政に推進して欲しい。(委員)

・このフローチャートは整理されているが、難しいところは理解するのに時間かかりそうな感じがする。今回の制度はこれまでの団体譲渡制度と併せ、リスタートするような試みかなとも思っているが、各団体登録の方々にもう一度最初から預かりボランティアも含めて適正かどうかを、今のこの職員数で調査を行うのは大変だと思う。ただ制度改正の当初はこのフローチャートに沿った厳しい形で良いとは思いますが、運用を開始して利

用者が少ない場合は緩和できる部分については緩和するなど適宜対応ができれば良いかと思う。それとフローチャートで地域包括や社協からなどの介護福祉事業者より相談があった時に、センター又は登録ボランティアに相談が行く流れとなっているが、センターだけになるようすべきと思う。まず動物愛護センターに連絡があり、そこから振り分けするのが本来の姿だと思う。また、先ほども意見があったように、この制度によって飼い主の安易な飼育が助長される恐れがあることは良くないと思う。この制度を前提に犬・猫を飼われるとセーフティーネットと扱われる可能性があり問題になるため、これは市のホームページ等で公開すべきでないと思う。多頭飼育の助成金も同様と考えているので、これも含めて慎重に考えていただき制度設計して欲しいと思う。(委員)

【譲渡会開催支援助成金の制度改正について】

・先ほどの動物健康管理支援助成金制度と同じ意見だが、非常に複雑な制度改正である。図面提出や1匹1匹の管理表、細かい提出資料が多くて作業量がかなり増える。ボランティアに寄り添った制度になっていない。それ以外にも問題は多々ある。あと収支に関して、物販収入・ブース出展料等の他に、寄付の部分で募金箱は入るのか。(委員)

・寄付は、譲渡会の実施に対しての寄付金というのはあまりなく、団体活動の運営に対しての寄付が多いのではないかと考えている。今回の収入支出のところは、あくまでもその譲渡会の事業としての収支をという観点なので、寄付は今のところ除外する方向で検討している。(事務局)

・団体への寄付というチャリティー的な意味合いの物販収入は寄付金に当たらないのか。(委員)

・物販収入が確かにそのチャリティー的な意味合いでされてることが多いとは思いますが、販売価格のうち幾らが寄付相当分なのか区別できればと考えている。(事務局)

・区別は難しいと思う。この寄付金については、制度が決まってからの確認が必要である。(委員)

・この譲渡会の助成金制度は本来、一部の団体だけではなく、あらゆる団体、個人やグループなどが地域で TNR 活動をした際にやむを得ず保護した猫を譲渡する時に使われるべき助成金である。今回のように作業量が大幅に増える制度改正では、今後は使われるわけがない。間口を広げると言いながらこれはかなり締めている。この制度は消えていくのかなと思う。なので、様々なボランティアが使えるように、この譲渡会助成金に関しては、もう少しわかりやすく緩和した方が良くと思う。(委員)

・この譲渡会は主催者或いは各種団体、個人が関わりなく、モチベーションを上げないといけない。いろんな工夫をして効率的な譲渡会を開催することが望ましいが、それを逆に押しえつけるような制度改正は駄目だと思う。しかし、一方で譲渡会を利用して金

儲けしているようなことを、一般市民から白い目で見られる可能性も考えられる。その辺りのバランスが大切であり、この助成金を支払う側（行政）からすると、ある程度の基準を設けるといのは絶対必要だと思う。バランスの問題で、ボランティアの意欲と無駄な助成ではないかとの市民の声とのバランスをうまく図ることが大事である。（委員）

- ・助成金の6万円の根拠づけが必要ではないかと思った。あと他のボランティアは、譲渡会を役所の場所で開催して、金額は1万円以下だったと思うが、申請をせずに自腹で支払っている。（委員）

- ・会場代がかからない場所で譲渡会をしているボランティアもあり、6万円もの費用はかからないと思う。また、その譲渡会の時に一番大事なことは、猫自体が会場でストレスがかからないようにすることが大切である。現実の問題として、色々な物品販売自体は猫以外のものの販売もあるが、問題があるのではと考える。（委員）

- ・先程モチベーションについて意見があったが、申請する側としてモチベーションはかなり下降している。（委員）

- ・この助成金は令和6年度使われてない。実績のない制度にここまで貴重な時間を割いているのか、疑問である。そもそもこの譲渡会の助成金制度をボランティア団体等は使わず、地域の公民館などで一般の人達が実施する譲渡会等でボランティアがアドバイザー的な手伝いに入るような時にこんな助成金があるといった簡易的な制度で良いのではないかと考える。このような作業量の多い制度改正では、申請する人はいない。この譲渡会の件については議会にあがっているものではあるが、それよりも先ほども意見にあったようにペット防災も含めた動物福祉・愛護について協議することが大切である。（委員）

- ・対象者の件では、他市の団体は駄目なのか。（委員）

- ・基本的には市内にある団体また個人である。（事務局）

- ・今回の改正案では、図面などの作業量が増えるのは本当に大変やと思う。市内での保護した動物の譲渡促進を図るためとあるが、尼崎市で保護された猫をどう把握するのかわからない。

- ・今回の改正案で対象動物が市外の猫の場合が対象外なのは、尼崎市の公金であり尼崎市で使われるべきだということで理解はできるが、「人と動物を共生する社会の実現」という、社会全体で取り組まなければならない動物愛護の考えの中で、社会性という部分に重きを置くのであれば、緊急的に助けるべき被災地の猫を、他の自治体が協力して譲渡会場費の助成金を活用し、命をつなげてあげることは理に適っており、素晴らしいとだと思う。そこをなぜ尼崎市内の猫に限定する必要があるのか、疑問に思う。（委員）

- ・今、西昆陽地区の隣である伊丹市近辺に子猫がいるのだが、これは。（委員）

・対象外です。(委員)

・餌をあげずに見守っているのだが、市内に入って来る可能性あるが、このような微妙な境目は悩ましい問題である。猫がほったらかしになっている。(委員)

・譲渡会をパンフレットで見たことあるが、実際見に行ったことはない。(今までの意見等を聞いて) この助成上限額 6 万円なら、譲渡費とか、他の部分でも金額高くなるので、領収書を貰えば収支がプラスになるのではと考えたのだが。(委員)

・不正とかそういうリスクを軽減するためにも助成上限を下げるのはどうか。上限額を半分以下ぐらいに下げ、その申請手続の内容(作業量)を緩和するのはどうか。もっと垣根を低くし、申請しやすい制度にしたらどうですか。(委員)

・今回の譲渡会助成金は協議会での初提案であり、今日の意見を踏まえ、また持ち帰って検討したいと思う。上限額を下げるという意見だが、何故こんなにも厳しい内容かと言うと、市役所全体の中で補助金、助成金も含めて、事業効果を考えるため PDCA サイクルの考え方でチェックするということがあり、助成金に対しても費用対効果が問われることが多いからである。助成金を支出するにあたっては、当該事業であれば、尼崎市内の猫がどれだけ減ったのかを把握すべきではないかということと、先ほどの意見でもあったように、(現行の制度では) 小規模な会場で展示した猫が 3 匹しかいなかったとしても、会場費の領収書があれば 6 万円を助成することとなり、それは、規模の大きな譲渡会と比較した際、バランスとしてはいかがかと思う。確かに、本日提示した申請方法は、現行に比べて申請者の事務量がかなり増加していると思うが、実際の書面の作成方法としては、計画書であれば年間である程度の時期に、何月と何月に実施予定とか、会場は A と B と C を使用するとか、もう少し、利用されている方に実務的なことを伺う中で様式を検討することも考えている。現状では会場費が無償の場合は、全く助成がないような状態になるため、それ以外の費用について少しでも応援が出来ればと考え、会場費以外の項目を提案したものである。(事務局)

・今この譲渡会は全国各地で頻繁に実施されており、形態は様々である。その一例として大阪城ホールでの譲渡会を実施している一方で、NPO 団体が犬のファッションショーを行っていたが、すごい集客力であった。このようなアイディアは面白いと思う。

(委員)

・来場者数と会場費は比例する。当団体では高島屋百貨店や平野区民センター、大阪城ホールでも実施している。来場者の人達には、啓発に繋るよう特に子供達に対し、来場して猫を見てもらうこと大事であると。ペットショップでの生体販売禁止が叫ばれている中で、その啓発の部分に重点を置いて上限 6 万円は配慮したものと思っていた。そういった啓発展示との複合的な譲渡会に対しての助成金ではなく、敷居(費用)の低い学習プラザとかでは頭数は 2 匹でもいいと考える。頭数を 10 匹や 15 匹集めて譲渡会を実

施するのは大変であり、2匹、3匹でも町内会の人達が集まって実施すればよいと考える。少ない頭数でも譲渡会を実施することが大切である。そのような部分に助成金を振り向けるべきであり、伊丹市や西宮市、あるいは能登半島等の被災地とか、市内だけに拘ることはないと考えている。一般的な簡単な譲渡会は上限を下げてでもやるべきであり、内容（申請に係る事務量）を緩和して欲しいことが要望である。（委員）

・例えばシェルターで譲渡会する場合、シェルターの賃借料が譲渡会の費用と認められ、譲渡対象の猫が3匹、4匹など少ない頭数でもいいのであれば、いろいろな形態に対応できるように譲渡会会場の対象範囲を広げるのもいいのではないかと思う。（委員）

・多様な形態を想定して、（市内の）猫の頭数に応じた算定額と必要経費を勘案して算定するような方式を考えたところである。（事務局）

・この譲渡会自体は尼崎市内に限定なのか。（委員）

・兵庫県内と大阪府内の開催も助成対象である。市外開催については色々な意見あるが、尼崎市内の野良猫の減少に繋がるのであればということで、尼崎市内の猫を出展する場合の算定方式にしている。（事務局）

・行政の立場となると地域間の競争があり、尼崎市で尼崎市のための、尼崎市の市民のための、尼崎市の動物のためのということが当然でてくる。地域間の競争は様々な部分で存在するが、尼崎市はすばらしい譲渡会を実施している形になればよいと思っている。（委員）

【令和7年度動物愛護基金活用等事業予算（案）について】

（予算（案）の総括について）

・ボランティアの方からの提案などで、保護猫に対する医療費助成金を出して欲しいというとか、一番多かったものに要望書を出すとか、あったと思うが。（委員）

・健康管理支援金のことだと思うが。（事務局）

・それならば要望書は違うと思う。一回一回また、よくボランティアの方と相談して欲しい。（委員）

（阪神バスラッピング広告について）

・広告を見て市民から問い合わせとはあったのか。（委員）

・バスの車体に検索ワードを掲載しているが、市へのホームページサイトへの検索数が運行直後に上がり、一定の効果はあったものと思っている。（事務局）

・当初は不安で反対していたが、効果があったのなら安心した。（委員）

（避難所へのケージの配備について）

・ケージ数3個は少ない。せめて5～10個ぐらいは置いて欲しいなと思う。（委員）

（動物健康管理支援助成金について）

- ・新規政策の動物健康管理支援助成金はどうなるのか。(委員)
- ・動物健康管理支援助成金については、推進派と慎重派の意見があることは認識している。その中で、双方の様々な懸念も踏まえながら、先ほど説明した方法で実施することを想定し、予算を計上している。双方の意見を伺う中で共通するのは、適正飼養がなされていればそもそもこのような事態は生じず、そのことを市が啓発して欲しいことと、啓発については協力するとの話をいただいた。行政側もそこが大事だと思っており、今回の予算でも啓発関係は70万円を計上している。昨年度の50万円から増額し、色々な取組をこれから皆様の意見を伺いながら、進めていきたいと思っている。(動物健康管理支援助成金の) 推進派からすると、この助成金の制度は思っていたものと違うと思うかもしれないが、まずは現在、団体譲渡助成の団体として登録をしている団体を中心に制度改正の説明を行い、趣旨に納得した団体に登録をしてもらうことを考えている。この制度改正を受け、行政側としても一斉に現場調査に行くことも非常に難しい状況だが、納得いただいたボランティアの現場から確認し、登録する制度にしたいと考えている。現在も福祉部門等から相談があり活動されている事例等があると思うが、そういったケースも助成対象となっていくことを令和7年度は考えている。その中で様々な問題点が出現すると思われ、そこは軌道修正しながら検討していきたい。(事務局)
- ・運用について、親猫が死亡し、子猫が置き去りになった場合や飼い主が入院した場合など、緊急な場合でもこの制度を活用できるようにして欲しい。これは当団体からの要望である。緊急の場合は全部(ボランティアが)負担している。このような時の緊急の場合は、ボランティアから援助要請があった場合には(この制度で)対応して欲しいと思う。(委員)

【ペット健康防災手帳について】

(避難所へのケージ配備について)

- ・避難所ケージを250個近く購入することだが、全部の避難所に3個ずつ配備するのか。(委員)
- ・防災関係の部署と協議中であるが、常備する避難所に関しては36ヶ所となる。それ以外の残りの避難所については、北部防災センターで一括管理するという形である。ただ災害発生時では交通網などの状況によっては運搬することが難しい場合もあり、その場合はどうするのか、臨機応変に対応するという形になる。(事務局)

(ペット健康防災手帳について)

- ・避難所にあることは良いことだと思う。あと同行避難・同伴避難についての周知は、能登や大船渡での自治体とも話をしたことや経験を通じてだが、避難場所での受け入れは同行同伴避難がゼロであった。ただし自治体が一時預かりの避難所として、避難命令

を出した世帯に対してはペットを預かるという措置をしていた。しかしこのような対応措置は、火災の鎮火が短期的な場所だったので、それができたのであろうと思われる。能登、阪神大震災や東北の地震はその目処がつかないので、長期で預かるかもしれないリスクを自治体が背負えないのは理解できる。能登の事例でもこの防災手帳があれば、避難所への同行同伴避難が可能ということを示していれば、住民も安心できると思う。(委員)

以 上